

平成29年第24回教育委員会定例会
(12月18日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成29年12月18日(月)午前10時07分から午前10時39分

場 所 教育委員会室

出席委員

教 育 長	矢 下 薫
教育長職務代理者	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
委 員	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純

説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	田 中 充
庶務課長兼事務局副参事事務取扱	事務局参事
	岡 田 和 平
学 務 課 長	山 田 安 宏
児 童 保 育 課 長	佐々木 洋 人
放課後対策担当課長	福 田 兼 一
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美

日 程

日程第1 議案審議

第61号議案 東京都台東区立図書館館則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課

- ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について
- イ 後援名義の使用について

(2) 教育改革担当

ウ 「台東区学校教育ビジョン」及び「学びのキャンパス台東アクションプラン」
の策定について

2 その他

午前10時05分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成29年第24回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いをいたします。

ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これを許可いたしたいと思っております。
これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については許可をいたします。

日程第1 議案審議

第61号議案

矢下委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

第61号議案を議題といたします。

中央図書館長、説明をお願いします。

中央図書館長 それでは、第61号議案、東京都台東区立図書館館則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本議案は、図書館資料の未返却者の個人館外貸出について規定の整備を図るものでございます。恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

まず、現行の第6条の下線部分「、又は」の前の読点を削除します。

次に、現行では第14条において図書館資料の未返却者に対する措置として、「貸出を停止することができる」と定めておりますが、未返却者に対して図書館利用カードの有効期限の更新や再発行について制限を行う規定を設けることといたしました。このため、第9条を改正するものでございます。

まず、図書館利用カードの有効期限の更新について、現行の第9条第3項を記載のとおり
に改めます。

また、同第5条の次に図書館利用カードの再発行について、記載のとおり、新たに第6項
を設けます。

次に、付則でございます。この規則につきましては、平成30年1月1日から施行すること
といたします。

説明は以上でございます。

矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 この第14条の規定による措置というのは、どういう措置でしょうか。

中央図書館長 第14条の規定につきましては、未返却者に対する措置といたしまして、
「館長及び分館長は、利用者が図書館資料の返却を怠り、又は督促しても返却しないとき

は、以後その者に対する貸出しを停止することができる。」というものでございます。

末廣委員 返却していない方というのは、年間でどのぐらいいらっしゃるのですか。

中央図書館長 返却の規定につきましては、日々変動するものでございますので、年間でという統計はとってございませんが、12月16日現在で、約1,900人いらっしゃいます。

末廣委員 その期限内に返却をしてない方が1900人いると。

中央図書館長 そのとおりでございます。

高森委員 基本的なことを先に伺いたいのですが、この「図書館利用カード」という名称が若干誤解を招くかなと思うのですが、このカードのことについて、詳しくご説明いただけますか。どういう形で利用できるカードなのか。

中央図書館長 図書館の利用カードにつきましては、区内の在住者又は在勤の方で、証明書等により在勤の方の場合は確認ができた場合に交付をするものでございます。

利用カードは、有効期限を2年としております。

要件を満たす場合は、その有効期限を更新することができるようになっております。2年以上、図書資料の貸し出しがない場合は、抹消することも可能としております。

その他、図書の貸し出しを利用できる、あと、閲覧席などをその利用カードをもってご利用いただけるなどとなっております。

高森委員 図書館利用カードというのは、そのような限定的な利用ですよ。要するに、図書館に入って図書を閲覧することに関しては、必要ないわけですよ。貸し出しであるとか、閲覧スペースの利用について、このカードがあればできるという形のカードということですね。

中央図書館長 そのとおりでございます。

矢下教育長 今のご質問の意味は、名称が誤解を招かないかということですね。

高森委員 そうです。

矢下教育長 中央図書館長、どうですか。

中央図書館長 確かに利用者が少し迷われるようなところもあるかなと、私も今ご指摘をいただきまして、改めて思った次第でございます。

矢下教育長 すぐには言いませんが、考えてみてください。

樋口委員 私は逆にカードを持たずに利用をしまして、先日、空いている席があったので座っていたら、ここは俺が前から予約していたところだといって、席を空けるという話になって、とても怒られたことがあります。確かに予約制度があるので、予約がある席はなるべくステッカーなどを置いていただければ、そのようなトラブルは起きなかったかなと思います。私が悪かったと言え、悪かったのですが。

もう一つ、6のところですが、これは私のところで起こった話なのですが、紛失はまあいいとして、汚損ですね。損傷よりも汚損となると問題になることがありますよね。私の大学で起きたことなのですが、外国人の留学生でしたが、バッグが雨に濡れて本が汚損したけど、私は読めるので、損害を補償する必要はないとずっと言い張って、とうとうアメ

りかまで帰ってしまったことがあります。この汚損ということについて、常識で考えない人がいますので、トラブルにならないように、きちりと定義をしていおいがほうがよろしいかと思えます。トラブルがないようにですね。

中央図書館長 まず、閲覧席の件でございますが、閲覧席は時間で区切ってご利用いただいているところではあるのですが、ご利用いただいている方が離席をされている場合、委員ご指摘のように、使っていない席だと思われるケースは、何件か報告も受けておりますので、そちらの表示等につきましては、運用については改めてわかりやすいように検討をしていきたいと思っております。

それから、2点目の汚損等につきましては、必ず貸し出しをする前に、貸し出せる状態だということを確認して、書架には並べておりますので、ご返却の際に水よれがひどい場合など、改めてご連絡をして、確認をしているところでございますが、すぐに、それは私がしましたと認めていただける場合は問題ないのですが、ご指摘のとおり、私ではないというお言葉を頂戴しますと、ブックポストなどにご返却いただいた場合などで、直接、目の前で確認ができなかったケースなどは特にそういうことがございまして、どうしても認めていただけないケースもやはりございます。そのときは、こちらとしてもご理解いただけるような説明には努めているところではございます。やはり、どうしても求めていただけないケースもありまして、そこは窓口で丁寧に対応をしていきたいと考えております。

末廣委員 故意に損傷した場合、例えば、本当に悪意の場合は、そのページを切り取るであるとか、そういうこともあり得るのですが、返却されたときに確認を必ずするということになっているのですか。

中央図書館長 返却のときに確認をさせていただいています。ただし、自動返却機ですとか、ブックポストの場合は、ご返却いただいてから、お時間がかかってからのご連絡になるケースもございます。

末廣委員 そういう悪質なケースというのは、年間何件ほどありますか。

中央図書館長 たびたび頻発しているということではございませんが、時々、切り抜きがあったなど、そうした報告は受けます。ただ、それほど件数があるという報告は受けてございません。

高森委員 図書館カードの紛失・汚損の件についてですが、再発行するときに手数料等は発生するのでしょうか。

中央図書館長 手数料等は発生いたしません。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下委員長 これより採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下委員長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課 アイ

矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、はじめに、報告事項ア「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

11月分として、中央図書館取扱分が1件ございました。

内容は、中央図書館以外のWi-fi導入についてということで、中央図書館の2階にはFree Wi-fiが導入されているが、ほかの館には導入されていないので、社会人の学習環境を整えるため、ぜひ導入を検討してほしいという内容でございました。

報告事項アについては以上でございます。

続きまして、イの後援名義の使用についてでございます。資料2をご覧ください。

今回は、生涯学習課取扱分が1件ございまして、上野学園が来年5月から6月にかけて実施をいたします「ヴィオラスペース2018 vol.27」でございます。

継続の案件でございますが、今回につきましても後援名義の使用につきまして、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

垣内委員 参考までに、これはどのぐらいの参加者がいて、入賞は何人ぐらいなのか、詳細について教えていただければと思います。

生涯学習課長 お答えいたします。まず、このヴィオラスペースですが、実は内容が、年によって少し変わってございます。去年は、子供のためのワークショップですとか、若手の演奏家のための公開ということで、400人ぐらいのコンサート、入場者があったということなのですが、今回につきましては、実は3年に1回の国際的なヴィオラのコンクールを行うのが中心という形で、前回と形が変わっております。

ですので、その辺はよくわかりませんが、国際的なコンクールということで、世界的にも有名な演者がいらっしゃるということで、恐らく会場が満杯になるぐらい、500人ぐらいは入るのではないかとこの予測だと伺っております。

矢下教育長 このコンクールがどういうコンクールなのかという情報は、何かないですか。

生涯学習課長 ポイントとしまして、ヴィオラの国際的な、アジア地域におけるコンクールとしては、唯一のコンクールと伺っております、世界的な演者が集まってコンクールを行って、さらに入賞者以外の方にも、世界的に有名なヴィオラの奏者と面談を行うというような形で、単にコンクールを行うだけではなくて、人を育てる、演者を育てるということを中心に行っているというものでございます。3年に1度、こちらのコンサートを行いまして、それが今回のこのメモリアルホール、ヴィオラスペースの中で実施をしていくと聞いてございます。

垣内委員 とてもいいことですし、日本のプレゼンスを高めるという意味でも素晴らしいことだと思いますが、このワークショップというのは多分、そういう著明な方と選ばれた方がいろいろな形で共演したり、指導を受けたりというようなことで、その後のガラコンというのは、入賞者の方、あるいは来日されたそういう海外からの方を含めてガラコンを2つやりまして、その後、入賞記念コンサートなので、これは入賞者の方がコンサートをされるのかなと思います。かなり大きなイベントではないかと思われるのですが、例えば、台東区民がご招待を受けるとか、聞く機会がありそうなものなのかどうかということも含めて、教えていただければと思います。

生涯学習課長 まず、コンサートの基本的な形としましては、世界的な演者を20名程度お声をかけているそうですが、若手の方がお集まりになりまして、自分たちのコンサートを行う中で、そのコンサートの参加者全体が、入賞したかしないに関わらず、世界的な演者との面談ですとか、ワークショップに参加できると聞いております。

演奏の1位、2位、3位に関しては賞金が出ますけれども、その後世界的なヴィオラの演者の方がガラコンサートを行うと伺っております。コンサートについては2回行うというような形になっております。

台東区民に関しましては、私どもも確認をしたのですが、前回、昨年やったときには、子供たちのためのコンサートみたいなことをやっていて、無料で参加できるようにしていたのですが、今回は3年に1回のコンサートということで、例えば台東区民だからどうこうという部分はないそうなのですが、逆に言うと、世界的なコンサートが身近な台東区内で行われるので、そういった機会の提供という趣旨で行いたいと、学園のほうからは言われております。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

(2) 教育改革担当 ウ

矢下教育長 次に、教育改革担当のウについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

教育改革担当課長 それでは、「台東区学校教育ビジョン」及び「学びのキャンパス台東アクションプラン」の策定についてご報告申し上げます。資料は3でございます。

項番1、現行の「学校教育ビジョン」及び「アクションプラン」の策定状況についてです。

(1)現行の学校教育ビジョンについてですが、台東区が目指す学校教育の理念や方向性を示すものとして平成25年3月に策定し、25年度から概ね10年間、すなわち34年度程度までを実施期間としております。

(2)の学校教育ビジョンの位置付けでございます。法的な位置付けにつきましては、教育基本法第17条に定める教育振興基本計画としての性質がございます。

区の諸計画上の位置付けにつきましては、恐れ入りますが、裏面の関係図をご覧くださいと思います。ご覧いただいている関係図の真ん中に台東区学校教育ビジョンがございますが、基本構想、長期総合計画、台東区教育対抗を踏まえたものとなっております。

表面に戻りまして、(3)アクションプランの位置付けでございます。アクションプランは、学校教育ビジョンに基づく3年間の行動計画を定めたもので、現行の計画は平成28年度から平成30年度、すなわち来年度まで実施期間となっております。したがって、本来であれば最終年度である来年度に次の3年間のアクションプランを策定しなければならない、そんな予定でございました。

ところが、項番2、(1)ですが、まず、新学習指導要領が平成32年度より小学校で完全実施となることが決まっております。また、現在も既に作業を進めているところですが、先ほど裏面でご紹介いたしました、教育ビジョンの上位に位置付く台東区基本構想等が来年度中に策定予定となっております。

そこで、(2)ですが、そのような状況の中で、現行の学校教育ビジョンを34年度まで実施するということなく、32年度からは新しい学校教育ビジョンを実施する必要があり、同時にビジョンを具現化する新しいアクションプランを実施したいと考えております。

そのことに伴い、30年度まで、来年度までが実施期間だったアクションプランについてですが、現行を基本とした内容で1年間延長し、31年度までを実施期間といたします。

つきましては、来年度の平成30年度から平成31年度にかけて学校教育ビジョンの策定作業、及びアクションプランの1年延長と、策定作業をすることになるのですが、そのスケジュール案を(4)に記載させていただきました。

来年度、30年度中に学校教育ビジョンの策定委員会等を組織し、年度末までにはビジョンの骨子とアクションプランの1年延長版を策定いたします。そして、翌31年度に、まず学校教育ビジョンを策定し、その後アクションプランを策定し、32年度からの両実施としてまいりたいと思います。

なお、台東区の教育大綱や教育目標につきましても、見直しをするかどうかを含めまし

て、台東区基本構想等に応じて検討してまいります。

また、策定作業の過程におきましては、適宜、本委員会や議会にも報告してまいります。説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 質問よりも、策定に向けての要望になりますが、特に30年9月の学校教育ビジョン策定委員会等々にお問い合わせをしたいのですが、現行の学校教育ビジョンについての冒頭のところですけれども、「時代や社会の変化を見据えて」とありますが、まさにここが重要でして、たびたび言及されますが、高度情報化社会における問題、人工知能のいわゆる人間の役割の置きかえの問題及びスマホの問題ですね。情報を絶えず身近に置かないと非常に不安があるという社会情勢が蔓延していて、スマホ歩きという言葉もあるくらいです。まさに、ここが大きく変更していますので、その中においてアクションプランをどうするかというのは、ぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育改革担当課長 委員ご指摘のことにつきましては、学習指導要領でも変化の激しい、予測できないということとともに、やはり、小学校でもプログラミング教育が入ってきた背景といたしましても、そうした社会情勢もあることから、当然、学校教育ビジョンの策定のときには勘案しなければならないものだとは認識しております。

垣内委員 教育基本法の17条ですよね。第1項のところに政府が教育振興基本計画をつくり、公表して、それを斟酌しながら自治体がつくるということなのですが、その第1条の国の基本計画自体は平成29年までですね。ということは、今、つくっているということですよ。

教育改革担当課長 はい。

垣内委員 それとの関係は、どのように想定をされているのでしょうか。

教育改革担当課長 教育振興基本計画、国の策定内容につきましては、こちらで策定するときに最新の情報のものを参酌しながらと考えております。

垣内委員 では、現行のものをということですか。30年度中ごろに向けて策定予定の基本計画があって、32年度から完全実施だということは、31年度にはつくるということになるのでしょうか。

教育改革担当課長 31年度には、台東区学校教育ビジョンは策定が完了することになります。策定作業が開始されます30年度に、恐らく国の教育振興基本計画は参酌することになるかと思えます。

高森委員 新学習指導要領が、小学校は平成32年度、中学校は33年度に完全実施ということですが、実際のこの新しい学校教育ビジョン、アクションプランの策定が終わるのが32年度いっぱいということですがすけれども、当然、中学校の新学習指導要領の骨子であるとか、その内容というのは、もう32年度の辺りから出てくると思えますけれども、その辺りも踏まえてつくられていくものなのではないのでしょうか。それとも、そこはあえてこの策定には直接、影響を与えるようなことはないのでしょうか。

教育改革担当課長 中学校では、33年度からの実施、委員ご指摘のとおりでございます。もう既に示されている学習指導要領でございますので、当然、33年度の中学校の分も見据えながら策定をしていきます。

末廣委員 教育内容というよりも、教育の環境といいますが、1つは、今、先生方のオーバーワークといいますが、それが非常に社会的にも問題になってきているのですが、そういう問題は、この学校教育ビジョン、教育施策の中であまり論じられないのですか。

教育改革担当課長 今の言葉で言うと、働き方改革というようなことかと思いますが、あくまでもビジョン、アクションプランにつきましては、教育内容、子供にとってみると学習内容に関することですので、そちらの中で触れられるかどうかということについては、難しいかと思えます。

樋口委員 先ほど冒頭で申し上げたように、時代や社会の変化をどう捉えて、ぜひとも、情報をしっかり見据えた上で、アクションプランを策定していただきたいです。

教育改革担当課長 学習指導要領でも、今回、学びに向かう姿勢、学びに向かう態度、また各教科等の評価の観点におきましても、依然として関心、意欲、態度というものは続いていくということから、やはり子供を評価していく上では重要な視点かと思っております。

ただし、今後、例えば、高等学校の入学選抜のあり方であるとか、あるいは大学のあり方というものが、やはり中学校の義務教育最終課程での学習のゴールになってくることから、当然そちらのほうについては、十分、情報を集めていきたいと思っております。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、教育改革担当のウについては、報告どおり了承をお願いいたします。

2 その他

矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

矢下教育長 以上をもちまして、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午前10時39分 閉会